

1. 委員会開催状況

1) 委員会 1回

2) 検討事項

- (1) 定款細則の変更について(案)
- (2) 今後の規約検討委員会について

2. 活動報告

公益社団法人福岡県看護協会定款細則の変更(案)について、当委員会で変更内容の確認を行い、理事会に提出することを承認した。

確認の内容は、下記に示すとおりである。

[確認内容]

(1) 法令の改正に伴い変更するもの

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)が、令和7年4月1日に改正されたことに伴い、その認定基準を満たすため、理事の候補者のうち1名以上を外部理事の要件を満たす者にすること。(第10条第1項)

(2) 本会の実際の運営を踏まえて変更するもの

- ・正会員の資格取得時期の明確化(第2条第2項)
- ・本会の名誉会員の選任方法の整理(第2条第5項)
- ・新規入会と継続入会の場合に応じた規定の整理等(第6条)
- ・任期の途中で理事及び監事が辞任し、又は欠けた場合の補欠の役員の選任(第8条第3項・第4項)

(3) 本会の代議員制の実施状況を踏まえて変更するもの

- ・出席代議員の意義の明瞭化(第8条第1項)
- ・本会代議員定数の選挙区ごとの配分方法の明確化(第36条第1項)
- ・本会代議員の選挙を実施する場合と、選挙管理委員会が行う事項の明示(第42条第1項)
- ・本会代議員の選挙における選挙運動の禁止事項の規定(第44条第3項から第6項まで)

(4) その他規定及び文言を整理するもの

- ・定款細則全体の見直し

3. 今後の委員会について

令和7年9月理事会の決定により、令和8年3月31日をもって、当委員会が廃止となることが報告された。